改正後

第一節　旅客乗降用固定施設

（旅客乗降用固定施設の性能規定）

**第九十四条**　第九十二条（第六号を除く。）の規定は、施設の種類に応じて、旅客乗降用固定施設の性能規定について準用する。

2　前項に規定するもののほか、旅客乗降用固定施設の性能規定は、主たる作用がレベル一地震動、載荷重及び風である変動状態に対して、部材の健全性及び基礎部の安定性を損なう危険性が限界値以下であることとする。

（削る）

**第九十五条～第九十七条**　（略）

（技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部改正）

**第二条**　技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示（平成十九年国土交通省告示第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（維持管理計画等）

**第二条**　（略）

2　（略）

3　維持管理計画等は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項について定めることを標準とする。

一・二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、当該施設を良好な状態に維持するために必要な維持管理

4～6　（略）

7　第四項及び第五項の規定は、維持管理計画等の変更について準用する。

改正前

第一節　旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設

（旅客乗降用固定施設の性能規定）

**第九十一条**　旅客乗降用固定施設の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

一　通路が、旅客の安全かつ円滑な乗降が行えるよう、次の基準を満たすこと。

イ　適切な幅員及び勾配であること。

ロ　滑り止めの措置が講じられ、又は滑りにくい材料が用いられていること。

ハ　両側に側壁、手すり等が設置されていること。

二　階段が設けられていないこと。ただし、やむを得ず設ける場合にあっては、階段の蹴け上げ高が利用者の安全に配慮し設定され、必要に応じて踊り場が設けられていること。

三　旅客乗降用施設と車両乗降用施設を兼用するものでないこと。ただし、旅客と車両の通行を分離できる場合にあっては、この限りでない。

四　旅客乗降用施設の可動橋の先端部の鉛直方向の移動可能量が、潮位、船舶の喫水の変化及び船舶の動揺に応じて、適切に設定されていること。

五　主たる作用が自重である永続状態に対して、部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

六　主たる作用がレベル一地震動、載荷重及び風である変動状態に対して、部材の健全性及び基礎部の安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

（移動式旅客乗降用施設の性能規定）

**第九十二条**　前条（第六号を除く。）の規定は、施設の種類に応じて、移動式旅客乗降用施設の性能規定について準用する。

2　前項に規定するもののほか、移動式旅客乗降用施設の性能規定は、主たる作用がレベル一地震動、載荷重及び風である変動状態に対して、当該施設脚部の浮き上がりにより安定性を損なう危険性が限界値以下であることとする。

**第九十三条～第九十五条**　（略）

（維持管理計画等）

**第二条**　（略）

2　（略）

3　維持管理計画等は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項について定めることを標準とする。

一・二　（略）

三　前三号に掲げるもののほか、当該施設を良好な状態に維持するために必要な維持管理

4～6　（略）

7　第三項及び第四項の規定は、維持管理計画等の変更について準用する。